

消費者ネット ニュース

No.2

2004.10.1

■消費者基本法成立 木村豊(監事)

目次:

消費者基本法成立 1

第2回総会開催 2

リハビリ-事件弁護士と広島弁護士会消費者基金から寄贈 2

「消費者保護基本法」改正についての報告・懇談会 3

「新しい消費者基本法を考える市民集会」開催 3

消費者団体訴訟制度について 4

ここがポイント！
～次々契約させる訪問販売～ 4

◆条例改正へ意見書提出◆

8月27日、「広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例改正についての意見書」を、当ネットより知事宛に提出しました。吉富理事長の挨拶の後、広島副理事長が趣旨説明、長井理事が補足説明を行ないました(進行:岡村事務局長)。結城室長からは、「財政状況は厳しいが、消費者基本法第19条に都道府県の位置づけも明記されたので関係部局と相談し前向きに検討します」と返答いただきました。

「消費者保護基本法」を全面改正した「消費者基本法」が本年5月26日の通常国会において成立し、6月2日に公布・施行されました。

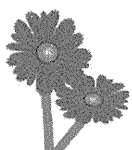
昭和43年5月に制定された消費者保護基本法は、昭和30年代以降の高度経済成長に伴って様々な消費者問題が社会問題化したことから、事業者を規制することによって消費者を保護しようとするものでしたが、近年の規制緩和を背景とする新しい事業や商品の増大、消費者トラブルの深刻化・広範化など消費者を取り巻く社会経済情勢の変化に十分な対応ができていないものとなっていました。そこで、これに36年ぶりの抜本的改正を加え、名前も新しく消費者基本法となって、生まれ変わりました。

消費者基本法は、消費者と事業者との間には情報量や交渉力などに構造的な格差が存在することを認め、安全が確保されること、合理的な選択ができること、必要な情報が提供されること、消費者教育が受けられること、被害の救済を受けられることなどが消費者の権利であることを正面から認めました。

今回の法改正に対して、これま

で当ネットでは、市民集会を開催(3頁に関連記事)するなどの活動を行い、その中で、消費者の権利の尊重という基本理念を明確化し、消費者の具体的権利を明記すること、行政・事業者・消費者の責務や役割を見直すこと、苦情処理・紛争解決を促進し、市町村のみならず国及び都道府県も苦情処理・紛争解決の役割を担うように位置づけることなどの内容を盛り込むように提言をしてきました。消費者基本法は、こうした提言のかなりの部分が反映された内容となっており、その意味で、これまでの当ネットを含めた消費者・消費者団体の活動には、一定の成果があったものと評価していいと思います。

今回の消費者基本法の成立により、行政・事業者が与えられた責務を果たすように求められるのと同時に、消費者・消費者団体もまたその役割を担うことが求められています。今後は、当ネットとしても、消費者団体訴訟制度実現への取り組みや地方自治体の消費生活条例見直しへの提言など、消費者基本法の趣旨が真に実現されるようにするための種々の活動を行っていく必要があるものといえます。



NPO消費者ネット広島

〒730-0014 広島市中区上幟町2-45 (長井法律事務所内)
TEL 082 (223) 3786 FAX 082 (223) 3787
◆郵便振替: 広島01370-6-8204

ホームページもご覧ください

http://www.d1.dion.ne.jp/~mim_san/nethiroshima/

■第2回定期総会開催 三村明(理事)

2004年6月1日に定期総会を開催し、2003年度の活動報告と決算、2004年度の活動方針と予算などが承認されました。

昨年度は積極的に講演会、研修会などを企画運営し、行政との意見交換などを行なってきました。また個別に消費生活センターや議員などとの懇談会も行い、社会制度改善への提言事業も行ないました。一方、これまでは主に理事を中心に活動しており、会員全体に向けての会報の発行や、企画への参加は十分とは言えず、本年度は広報活動事業や、財政基盤強化、会員拡大が非常に重要となります。

2004年度 活動の重点

- (1) 社会制度改善への提言事業(条例の見直しへの提言、団体訴権を担う消費者組織としての準備)
- (2) 講演会・研修会の企画運営および講師派遣事業(啓発活動を推進、講師派遣)
- (3) 情報提供・広報活動事業(メーリングリスト・HP管理運営、会報発行など)
- (4) 消費者団体、関係諸機関とのネットワーク事業(関係諸機関企画への参加など)
- (5) 財政基盤の強化と会員拡大

◆基調講演

「広島県の消費生活条例の改正について」

5月26日に成立したばかりの消費者基本法の改正と条例の改正にむけて、広島弁護士会 山田延廣弁護士よりお話しいただきました。「日弁連や消団連、日生協などの提言や要望の8割は盛り込まれているが、『消費者庁』のような独自組織の確立と消費者代表の参加といった要望に関しては十分とはいえない。また、条例改正については、日生協の『見直しのポイント』が参考になる。広報活動を通じてメディアの側からその必要性を働きかけるのが行政を動かす力となる」など、新法に対する評価や示唆に富んだ提案をいただきました。



▲基調講演に耳を傾ける参加者

さらに、「『広島県民の消費生活の安定と向上を促進する条例』(昭和51年制定)には苦情処理や調停等に関しても謳われてはいるが、実態として、(山田先生が)苦情処理委員を受けていた8年間あっせん事例は1件もなかった。担当部局の判断力も問われる。実効性を確保することが重要。」などと今後の課題を述べられました。

＜質疑・意見交換会の主な意見と講師の見解＞

Q: 条例改正にあたり、今後の道筋は?

A: 基本法に忠実に、たとえば、国民生活センターの位置づけがなされているように、条例にも相談機関の位置づけを条項に盛り込むなどが重要。

Q: 「消費者」の定義は? 法の中に定義づけされていないのでは?

A: 商品や役務の対価としてお金を払う人なのか、事業者の対極にある人なのか、確立していないまま消費者問題を論議しているのが実情。

Q: 訴訟の援助(現行条例28条)について?

A: 苦情処理委員会が動いた事例はない。判断部局の手腕にかかる。

Q: 消費者団体への行政からの財政支援は?

A: 助成を受けたら発言しづくなることも考えられる。諸外国では消費者は弱者という考えのもとに、行政は「助成はしても口を出さない」姿勢が一貫しているが、わが国の行政は、従来企業の経済活動を向いている傾向がある。そこを変えていく努力も必要。

Q: 政令指定都市にもかかわらず広島市には消費生活条例がない。この機を失うと半永久的にできないのではないか?

■リアルエンター事件*弁護士と広島弁護士会消費者基金から寄贈 正岡尚子(事務局)

リアルエンター事件弁護団から、6月1日の総会の後、当ネットに40万円の寄贈がありました。もともとは弁護団が事件解決の経緯を報告書にまとめ、広く知らせて同じような被害のないように活用する予定の基金でしたが、この場を借りて、弁護団長の山田弁護士から吉富理事長に「有効に活用してください」と手渡されました。ありがとうございました。



▲リアルエンター事件弁護団より寄贈
山田弁護士(左)と吉富理事長(右)

広島弁護士会消費者基金より、7月5日、当会へ援助金として、50万円ご寄贈いただきました。これは、本会が消費者基本法・条例の改正や消費者団体訴訟制度を視野に入れた活動であること、弁護士をはじめ消費生活相談員・生協・消費者・行政書士などとネットワークを組んだ運営であることなどが評価されたものです。今後の活動が期待されているものと気を引き締め、いただいた資金は、有効で効果的な活用をさせていただきます。ありがとうございました。

*リアルエンター事件…1995年、事務機器の販売会社リアルエンターが、顧客に「新しい機械に替えた方が有利」等と勧め、二重・三重のリースを結ばせたまま倒産し、顧客がリース会社から多額の残リース料を請求された事件。広島県を中心に約400件6億8000万円の被害が生じた。

■「消費者保護基本法」改正についての報告・懇談会

～岸田文雄衆議院議員を迎えて～

正岡尚子(事務局)



5月22日(土)に広島県生協連合会主催で行われた、岸田文雄衆議院議員(自民党・消費者問題プロジェクトチーム座長)との報告・懇談会に当ネットから6名が出席しました。この会は、消費者保護基本法の抜

本的改正へのご尽力に対し感謝の意を込めて行われたもので、岸田議員より改正に至る経緯と今後の方向性についてご報告いただいた後、相談現場の実態・県行政の意見・地域学習の反応・弁護士の見解など意見交換を行いました。

岸田議員からは、「さまざまなご意見を聞いて改めてこの問題に対する皆様のご苦勞を感じ、社会全体が取り組まなければならない課題と再認識しました。この法律が、実効性を発揮するためには、成立後、消費者行政の推進をはじめ分野ごとに役割を果たすべく方策を考え、各団体が信頼関係をもって連携することが重要となってきます。ぜひ本法を根拠として活用してください。」などと述べられました。また、団体訴権の受け皿となるべく準備をしていることに対し、「信頼性のある受け皿団体があると促進力になります」と当ネットに対してエールが送られました。

■「新しい消費者基本法を考える市民集会」開催

岡村信秀(事務局長)

4月16日に広島YMCAホールで「新しい消費者基本法を考える市民集会」を、広島弁護士会と当ネットの共催で開催し、約150名が参加しました。集会では、池本誠司氏(日弁連消費者問題対策委員会副委員長)より「改正消費者基本法と消費者行政・消費者団体」と題して基調報告をいただきました。



▲寸劇「明日はわが身かりローデッド 第5場 法廷」の様子

＜池本氏の基調報告の概要＞

改正消費者基本法の第1条で「消費者と事業者の構造的格差」を基本認識として据えた事、第2条第1項第2項の順に「消費者の権利」「消費者の自立支援」が掲げられた事、国民生活審議会が掲げていた消費者の権利6項目が基本的にすべて盛り込まれたことなどの評価ができる。また、規制緩和の時代だからこそ消費者の権利を実現するための積極的な政策の展開が不可欠、「消費者の権利」とは、消費者が自由に行使する事を政府が不当に制限しないという意味の「自由権」ではなく、消費者の権利が実現できるよう政府が積極的な責務を負うという意味の「社会権」である。課題としては、消費者の適正な取引確保のため個別立法にどう盛り込むか、消費者団体は市場監視役で専門家との連携強化や行政の財政的支援が必要。

＜パネルディスカッションの概要＞

そのほか、集会では、弁護士らによるサラ金問題をテーマにした寸劇が演じられたほか、パネルディスカッションも行われました。パネルディスカッ

ションでは、はじめに三村明・ココ山岡被害者の会代表(行政書士・環境計量士)から被害の経験が語られました。続いて、渡辺利幸・広島県消費生活室長の「いろんな団体と連携し機能役割分担しながら情報を共有する形で政策の推進にあたりたい」に対し、池本弁護士からは「県は市町村の先頭を切って高い水準を保つ姿勢でがんばってほしい」との激励発言がありました。また、岡村信秀・広島県生協連専務理事(当ネット事務局長)は「将来的には団体訴権の活用により被害者の救済や企業倫理の維持確保・企業へのブレーキ的役割を果たしたい」と発言。最後に池本弁護士から、「36年ぶりの改正にあたり、真の条項をできる限り盛り込んでほしい」との発言で締めくくられました。

＜集会アピールを採択＞

最後に、「新しい消費者基本法の制定にあたり消費者の権利の確立を求めて」のアピールが、参加者全員で採択されました。

■消費者団体訴訟制度について

長井貴義(理事)

消費者被害は後を絶ちませんが、被害の発生を防止しようとして、たとえば、不当な条項が含まれている契約約款に気付いても、被害の発生前にこの約款の使用を差し止める制度はありません。また、仮にある被害者の被害が回復されたとしても、その業者が別の消費者を相手に同様の悪質商法を繰り返していたのでは、何の意味もありません。

このようなことに対応するために、消費者団体に訴訟をする権利を認める制度があります。この消費者団体訴訟制度は、EU諸国では広く導入されており、アジアにおいても、台湾、タイ、インド、インドネシアなどで導入されているということです。

日本では、消費者契約法(2001年4月1日施行)の制定過程で、衆参両議院の委員会において、団体訴訟制度の検討を行うよう付帯決議がされました。

2004年1月24日、関西の消費者団体を中心に「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」が結成され、消費者ネット広島も参加し、情報交換をしています。設立総会では、年間に3件の訴訟を行うとして、情報収集・団体の会議費用など

から含めると700万円から800万円が必要であるというショッキングな報告がありました。

日弁連は、2004年3月19日付で「実効性ある消費者団体訴訟制度の早期実現を求める意見書」を発表し、この中で、消費者団体訴訟を行う団体の要件として、消費者保護を活動の目的とすることなどのほか、構成員が100人以上であることをあげています。また、制度としては、不当な契約条項・不当な勧誘行為の差止や損害賠償制度の導入を求めています。

2004年5月24日から、国民生活審議会の消費者団体訴訟制度検討委員会が開催され、本年中の議論を経て、来年の通常国会に法案が提出される見込みとなっています。検討委員会の席では、われわれ消費者ネット広島が団体訴訟権の行使の担い手になりたいということが間接的に伝えられたようです。

そもそもわれわれは団体訴訟権の受け皿を目指してNPO法人を設立したものであり、上記の人数要件や経済的問題の困難が伴うかもしれませんが、団体訴訟制度が導入されればこれを積極的に活用できるようにしたいと思います。

＜中国経済産業局作成パンフレット『だいじょうぶ？ ころがる坂道 火の車』より＞＊転載許諾済

相談：

「耐震の無料点検に回っています」と孫と同じ年頃の男の人が訪ねてきたので点検をしてもらいました。「床下が湿気でいっぱいです。すぐに手を打たないと家が大変なことになりますよ。」といわれました。心配になったので勧められるまま、その日のうちに床下換気扇を取り付けてもらいました。10日後に代金25万円を集金にきた際「床下の補強材も取り付けておいたほうが安心ですよ」と熱心に勧められ、断りきれずに工事をお願いしました。工事のあとで代金が86万円と聞いてびっくりしましたが、工事をしてもらったのだからしかたがないと思って支払いました。「地震はいつ来るかわからないので、今度来たときに屋根や屋根裏も見えてあげましょう」といってかえって行きました。年金暮らしで蓄えもあまりなく、今では、地震より業者のほうが恐ろしくて、夜も眠れません。(80歳女性 無職)

アドバイス：

です。きっぱり断り工事をさせないことが大事です。本当に必要な工事であれば、数社から見積もりを取って比較検討し、信頼できる業者に頼みましょう。

訪問販売で工事契約などをした場合は書面を受け取った日を入れて8日はクーリング・オフができますが、その期間を過ぎると解約は非常に困難です。しかし「帰ってほしい」といったのに帰ってもらえず、仕方なく契約したような場合には「消費者契約法」で取り消しができる場合があります。